

第9次

長万部町交通安全計画

(平成23年度～平成27年度)

長 万 部 町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき、昭和46年以降、8次にわたる「長万部町交通安全計画」を作成し、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた結果、道路交通の安全対策は、着実な進展を続けてきたところであります。

しかしながら、道路交通事故件数は依然として高い状態で推移しており、事故そのものを減少させることが求められております。

交通事故の防止は、町、関係機関・団体等だけでなく、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していくかなければなりません。

この「長万部町交通安全計画」は、このような観点に基づき平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであります。

目 次

第1章 道路交通の安全	1
第1節 交通事故のない社会を目指して	1
第2節 道路交通の安全についての目標	1
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	1
1 道路交通事故の現状	1
2 道路交通を取り巻く状況の展望	2
3 道路交通事故の見通し	2
II 長万部町交通安全計画における目標	2
第3節 道路交通の安全についての対策	2
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	2
1 高齢者及び子どもの安全確保	2
2 歩行者及び自転車の安全確保	2
3 生活道路及び幹線道路における安全確保	3
II 講じようとする施策	3
1 道路交通環境の整備	3
2 交通安全思想の普及徹底	4
3 安全運転の確保	11
4 車両の安全性の確保	12
5 救助・救急活動の充実	12
6 交通事故被害者支援の充実	13
第2章 冬季に係る陸上交通の安全	14
1 冬季道路交通環境の整備	14
2 交通安全思想の普及徹底	14

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 交通事故のない社会を目指して

本格的な人口減少と超高齢社会を迎える中、本町においても人口減少が進んでいる。また、交通手段の選択においても、地球環境問題への配慮が求められてきている。このような大きな時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、町民すべての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

交通事故による被害者数が災害や犯罪等他の危険によるものと比べても圧倒的に多いことを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素である。

したがって、その重要性が認識され、様々な対策がとられてきたところであるが、全国的には依然として交通事故件数が高い水準で推移していることからすると、更なる対策の実施が必要である。

人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すべきである。言うまでもなく、交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、交通事故被害者の存在に思いをいたし、交通事故を起こさないという意識の下、悲惨な交通事故の根絶に向けて、今再び、新たな一歩を踏み出さなければならない。

第 2 節 道路交通の安全についての目標

I 道路交通事故の現状と今後の見通し

1 道路交通事故の現状

長万部町は、国道 5 号線・37号線・230号線の 3 本の主要幹線道路が集中し、高速自動車道インターチェンジ 2 箇所を有する北海道の交通の要衝という地理的条件から、産業経済の自動車交通への依存度が高く、この傾向は今後とも高まるものと予想され、また、近年の自動車保有台数の増加とスピード化は大型事故を引き起こす要因となり、これに伴う死者数の増加が懸念される。

過去の長万部町における交通事故の発生状況は、次の表のとおりである。

区分	件数	死者	傷者
昭和46年～昭和50年	894件	24人	448人
昭和51年～昭和55年	258件	15人	469人
昭和56年～昭和60年	212件	12人	335人
昭和61年～平成 2 年	252件	21人	408人
平成 3 年～平成 7 年	285件	10人	431人
平成 8 年～平成12年	208件	13人	285人
平成13年～平成17年	131件	7人	265人
平成18年～平成22年	85件	14人	120人

2 道路交通を取り巻く状況の展望

長万部町の道路交通を取り巻く状況は、運転免許保有者数、車両保有台数とも横ばい状態で推移することが見込まれる。また、高齢者人口の増加により高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

3 道路交通事故の見通し

長万部町の将来の交通事故の状況については、正確には見極め難いところであるが、主要都市へのアクセス距離が長く、公共交通手段が少ないことから移動や輸送には自動車をはじめとする道路交通に大きく依存せざるを得ないことが見込まれる。加えて、高齢者人口の増加が見込まれるなど、依然として厳しい状況が続くものと予想される。

II 長万部町交通安全計画における目標

本計画に基づく交通安全対策を実施するに当たり、事故そのものの減少や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、死傷者数を確実に減少させ、特に死亡事故の防止には全力を注ぎ毎年の死者数をゼロとすることを目指すものとする。

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を考える視点

1 高齢者及び子どもの安全確保

交通事故死者のうち高齢者の占める割合が高いことから、今後も町内の高齢化が進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要である。

高齢者が主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合、それぞれの特性を理解した対策を構築する必要がある。特に後者については、今後、高齢運転者の増加が予想されることから、交通安全活動を、高齢者が日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等と連携して実施していくことや、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、地域における生活に密着した交通安全活動を充実させることが重要である。

また、少子化の進展についても、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が求められる。

このため、子どもの安全を確保する観点から、通学路等において歩道等の歩行空間の整備も必要である。

2 歩行者及び自転車の安全確保

交通事故のない安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることが求められている。

このことから、人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

また、自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

3 生活道路における安全確保

生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導の強化、安全な走行の普及等の対策を講じるとともに交通流の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的なまちづくりの中で一層推進する必要がある。

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とはいえず、歩行者の死者数は全死者数の約3割を占めている。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。特に交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度の抑制や、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境を形成することとする。

ア 生活道路における交通安全対策の推進

歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路において、歩道整備、車両速度の抑制、通過交通の抑制等の面的かつ総合的な事故抑止対策を、地域住民の主体的参加の下で実施する。

生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化等の安全対策を推進するとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。バリアフリー新法）の生活関連経路を構成する道路を中心に音響信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備を必要に応じ検討する。

道路管理者においては、歩道の整備、歩行者と自転車を分離する自転車利用環境整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策、また、その他生活道路等においても、通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、道路標識の高輝度化・大型化・可変化・自発光化、標示板の共架、設置場所の統合・改善、道路標示の高輝度化等を推進し、見やすく分かりやすい道路標識・道路標示とするなど視認性の向上を図る。

イ 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園及び保育所等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに、押ボタン式信号機、歩行

者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充により、通学路等の安全・安心な歩行空間の創出を図る。

ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含めて全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等の整備を推進する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、バリアフリー対応型信号機、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障がい者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等の整備を検討する。併せて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等を推進する。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識とモラルの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通ルール・マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。また、人優先の交通安全思想の下、高齢者、障がい者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うほか、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しては高齢者の行動特性を理解した上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関する指導を強化する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、教材の充実を図りインターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして、町民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

交通安全教育・普及啓発活動については、道、町、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を生かし、互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当たる町職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域ぐるみの交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の

促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の効果について、評価・効果予測手法を充実させ、検証・評価を行うことにより、効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園・保育所等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、視聴覚教材等を利用し分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

地域子育て支援センターにおいては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進するとともに、幼児交通安全こぐまクラブ等の組織化を促進し、その活動の強化を図る。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園・保育所等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。また、幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに交通安全教室を実施する。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、小学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

さらに、交通ボランティアによる通学路における小学生に対する安全な行動の指導を実施する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施するとともに、命の尊さや規範意識の醸成等にも資する取組を展開する。

中学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の推進に努める。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・モラルの向上を目標とし、歩行者事故を防止するため、運転者として、歩行者（横断者）に対して、最大の注意を払い、早期発見、回避の準備行動を習慣付けるための交通安全教育を推進する。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努める。また、関係機関・団体、医療機関・福祉施設等と連携して、高齢者の交通安全教室等の実施に努めるとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育に努める。特に交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努める。

キ 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障がいの程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。また、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、身近な場所における教育機会の提供、効果的な教材の開発等に努める。

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及を目的として交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展による外国人の道内居住者及び来道者の増加を踏まえ、外国人向け教材の充実に図り、効果的な交通安全教育に努める。

また、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得ら

れた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の導入に努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための町民運動として、関係機関・団体等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては、全国的な情勢等を視野に入れつつ、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの着用の徹底、自転車の安全利用の推進、スピードダウンによる安全運転、デイ・ライト運動の一層の浸透・定着、飲酒運転の根絶、居眠り運転の防止等、全道的な交通情勢に即した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて地域の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、住民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体の参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

また、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

イ 高齢者等への安全の徹底

高齢者に対する声かけや、日常活動における交通安全一声アドバイスなどの安全指導を推進するとともに、高齢者を交通事故から守るため、一般ドライバーに対して、高齢歩行者・自転車利用者の行動特性を理解した安全運転を普及促進する。

さらに、夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図ることとするが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、貼付活動を積極的に推進するほか、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨する。

また、高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響等について科学的な知見に基づいた広報を積極的に行う。さらに、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるとともに、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

ウ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る（平成22年10月現在における北海道の一般道のシートベルト着用率は、運転席95.8%、助手席90.7%、後部座席24.4%（警察と社団法人日本自動車連盟の合同調査による））。

このため、道、市町村、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

エ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

また、長万部町が実施しているチャイルドシート購入費補助制度の周知・徹底を図り、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

オ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図る。

夕暮れ的时间帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進する。

幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、あらゆる機会を通じて保護者等に対し、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、着用の徹底を図る。

カ スピードダウンの励行運動の推進

速度の出し過ぎによる危険性の認識向上や環境に配慮した安全速度の励行運動などを推進するとともに、主要幹線道路等における車間距離保持についての啓発活動を推進する。

キ デイ・ライト運動の一層の浸透・定着

昼間における自動車等の運行時に前照灯を点灯するデイ・ライト運動を推進し、運転者自らの交通安全意識を高め、他者への交通安全の呼び掛けを図ることで交通安全を願う心の輪を広げるとともに、車両の存在、位置等を相手に認識させることにより交通事故の防止を図るものとする。(平成22年12月におけるデイ・ライト実施率は、ハイヤー・タクシー52.4%、バス78.9%、トラック18.2%、その他3.2%(公益社団法人北海道交通安全推進委員会の調査による))。

ク 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、安全運転管理者、酒類販売業者、酒類提供飲食店等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という町民の規範意識の確立を図る。

ケ 居眠り運転の防止活動の推進

北海道は全国に比較して正面衝突事故や車両単独事故が多く、その要因として長距離、長時間運転の疲労からくる居眠り運転や注意力のレベルが著しく低下して居眠りに近い状態となる覚低走行での運転が考えられ、北海道特有の死亡事故の原因となっていることから、道、警察署及び道路管理者等と連携して広報・啓発活動や施設整備を推進する。

コ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、町広報誌、インターネット等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を次の方針により行う。

(ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、スピードダウンによる安全運転、デイ・ライト運動の一層の浸透・定着、飲酒運転の根絶、居眠り運転の防止、違法駐車等の排除等を図る。

(イ) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転を根絶し、暴走運転、無謀運転等を追放する。

(ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、町民の気運を盛り上げる。

サ その他の普及啓発活動の推進

(7) 夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

(イ) 町民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、インターネット等を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供に努める。

(4) 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、事業所等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進する。

3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育の推進に努める。

ア 高齢運転者対策の充実

(7) 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

(イ) 高速自動車国道等の利用者に対する事故防止の推進

高齢運転者による高速自動車国道等での交通事故、特に、逆走が要因となる事故を防止するため、あらゆる機会を通じての広報啓発活動を推進する。

イ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底
シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、非着用死者の実態、着用率、着用効果の啓発等着用推進に努める。

(2) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内の安全運転管理体制を充

実強化し、安全運転管理業務の徹底を図るよう広報啓発活動を推進する。

4 車両の安全性の確保

自動車を使用される段階においては、自動車にはブレーキ・パッド、タイヤ等走行に伴い摩耗・劣化する部品や、ブレーキ・オイル、ベルト等のゴム部品等走行しなくても時間の経過とともに劣化する部品等が多く使用されており、適切な保守管理を行わなければ、不具合に起因する事故等の可能性が大きくなることから、自動車の適切な保守管理を推進する必要がある。

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきであるが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図る。

(1) 自動車の検査及び点検整備の充実

ア 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全道的に展開し、広報活動の推進を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

(2) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を活用する。

また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため各種保険の普及啓発に努める。

5 救助・救急活動の充実

(1) 救助・救急体制の整備

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

イ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器の使用も含めた応急手当について、広く一般に普及する必要がある。

このため、心肺そ生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図

ることとし、消防機関、医療機関、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。また、応急手当指導者の養成を強力に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。さらに、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。

ウ 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、救急救命士の育成に努め、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習への参加を推進する。

エ 救助・救急用資機材の整備の推進

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

オ ヘリコプターによる救急・救助業務の推進

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、消防防災ヘリコプター・ドクターヘリの効果的、積極的活用を推進する。

(2) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を図る。

6 交通事故被害者支援の充実

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又は掛け替えのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、北海道犯罪被害者等支援基本計画の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

第2章 冬季に係る陸上 交通の安全

1 冬季道路交通環境の整備

冬季道路交通環境の整備に当たっては、冬季に特徴的な事故が多発しているなど道路交通安全の観点から問題が生じている箇所に対して、気象状況、事故の特徴を踏まえた対策を実施するとともに、冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・凍結路面对策として適時・適切な除排雪や凍結防止剤・防滑砂の散布等の実施、自発光式視線誘導標など冬季交通に係る交通安全施設等の整備を推進する。

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

冬季の歩行者の安全・安心で快適な通行のため、除雪等による歩行空間の確保に努める。特に、中心市街地や公共施設周辺、通学路等をはじめ歩行者の安全確保の必要性が高い区間等について、冬季の安全で快適な歩行者空間を確保するため、積雪による歩道幅員の減少や凍結による転倒の危険等冬季特有の障害に対し、歩道除雪や防滑砂の散布等その重点的な実施に努める。

(2) 幹線道路における冬季交通安全対策の推進

安全かつ円滑・快適な冬季交通を確保するため、一般道路の新設・改築に当たっては、冬季交通に係る交通安全施設についても併せて整備することとし、雪崩、視程障害等に伴う交通事故防止のための、防雪柵、雪崩防止柵等の防雪対策や、堆雪が交通障害とならないよう堆雪幅を確保する拡幅整備等に努める。

(3) 効果的で重点的な事故対策の推進

交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、冬季における地域の気象や交通の特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

また、冬季の安全な道路交通を確保するため、冬季積雪・凍結路面对策として除雪や凍結防止剤散布を実施する。

(4) 交通安全に寄与する冬季道路交通環境の整備

冬季における円滑・快適で安全な交通を確保し、良好な道路環境を維持するため、除雪車の更新を図る等、より効果的な道路除排雪の実施、交差点や坂道、スリップ事故多発箇所を中心とする凍結防止剤や防滑砂の効果的な散布による冬季路面管理の充実に努める。

また、市街地においては、交差点周辺を中心に、カット排雪等運搬排雪による見通しの確保に努めるとともに、住民が自主的に行う除排雪を積極的に支援する。

2 交通安全思想の普及徹底

冬季における道路交通は、路面や気象など交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、交通安全意識と交通マナーの向上に加え、冬季交通特有の技能と知識の習得が重要である。

このため、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、参加・体験・実践型の教育方法を取り入れるなど、より効果的な交通安全思想の普及に努める。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

冬季交通における幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、冬季交通の特徴や路上遊戯の危険性等を理解させるとともに、冬季の日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目的とする。

関係機関・団体は、冬季交通に係る情報の提供を行うなど、幼稚園・保育所等において行われる交通安全教育や幼児の保護者への支援に努める。

イ 小学校、中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進

冬季交通における小学生、中学生及び高校生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、冬季の交通事故の傾向や特徴、積雪や凍結による路面の危険性について理解させるとともに、冬季の道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、運転者に発見されやすい服装の推奨、積雪等により狭くなったり見通しの悪化した道路、降雪等による視界不良時の道路の安全な利用、さらには、積雪路での遊戯や自転車利用の危険性等について重点的に交通安全教育を実施する。

ウ 成人に対する交通安全教育の推進

冬季交通における成人に対する交通安全教育は、冬季における自動車等の安全運転の確保の観点から、降雪や積雪による路面の凍結、地理的要因や気象状況による交通環境の変化、除雪による堆雪や積雪による見通しの悪化や幅員減少、降雪や地吹雪による視界不良等冬季における自動車運転に係る特徴や危険性等について、関係機関・団体等が連携し、その充実に努める。

エ 高齢者に対する交通安全教育の推進

冬季交通における高齢者に対する交通安全教育は、参加・体験・実践型の交通安全教育、高齢者の交通安全教室、社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用し、冬季の道路を安全に通行するために必要な知識と技能を習得させることを目標とする。

関係機関・団体は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響等に加え、降雪や積雪による路面の凍結、地理的要因や気象状況による交通環境の変化、除雪による堆雪や積雪による見通しの悪化や幅員減少、降雪や地吹雪による視界不良、歩行環境の悪化等冬季交通に係る特徴や危険性等について、交通安全教育の充実に努める。

(2) 効果的な交通安全教育の推進

冬季交通における交通安全教育に当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするために、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。